

令和5年 第12回

教育委員会定例会会議録

とき 令和5年9月12日

品川区教育委員会

令和5年第12回教育委員会定例会

日 時 令和5年9月12日(火) 開会：午後2時3分
閉会：午後3時18分

場 所 第四委員会室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき
教育長職務代理者 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎
委 員 吉村 潔

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 宮尾 裕介
学 務 課 長 柏木 通
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 丸谷 大輔
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦
品川区図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 森 雄治
統括指導主事 升屋 友和
統括指導主事 齊藤 隆光

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 藤沼 真也子
書 記 田島 希望

傍聴人数 8名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 62 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）
- 報告事項 1 第 2 回品川区学事制度審議会の実施報告について
- 報告事項 2 教職員の任免等について（休職）
- 報告事項 3 令和 4 年度保護者アンケートおよび児童・生徒アンケートの結果について
- 報告事項 4 品川区いじめ問題調査委員会による調査結果について
- 報告事項 5 令和 4 年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果について
- そ の 他 令和 5 年 1 1 月行事予定について
- 陳 情 審 査 不登校児童生徒の「成長と学びの権利」を保障する対策を求める陳情

令和5年第12回教育委員会定例会

令和5年9月12日

【教育長】 ただいまから、令和5年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に海沼委員、塚田委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせします。

初めに、本日は議事日程の追加がございます。お手元に配付しました追加議事日程について、本日の日程に追加し、議題に供することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

また、会議の持ち方についてですが、日程第1、第62号議案、幼稚園教育職員の任免等について(産育代替・任用)、日程第2、報告事項2、教職員の任免等について(休職)。本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第2、報告事項1、第2回品川区学事制度審議会の実施報告について。本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについて、どのように考えますか。

学務課長。

【学務課長】 第2回品川区学事制度審議会の実施報告について、こちらにつきましては、当該審議会が非公開で開催されており、審議途中の内容が具体的に公開されることで、様々な臆測を呼び、区民や地域に混乱をもたらすおそれがございます。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 学務課長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については、そのように決定をいたしました。

次に、日程第2、報告事項3、令和4年度保護者アンケート及び児童・生徒アンケートの結果について、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、令和4年度保護者アンケートおよび児童・生徒アンケートの結果につきまして、報告をさせていただきます。資料4でございます。A3判の資料の概要版がございますので、こちらに沿って説明をさせていただきます。保護者アンケートおよび児童・生徒アンケートは、品川区における教育施策の成果を検証し、より一層の充実を図ることを目的として、毎年、実施しております。では、まず保護者アンケートの結果につきまして、資料の中ほどを御覧ください。

初めに、B、品川区の教育施策についてです。設問7、現在、通っている学校に満足している。いわゆる学校満足度につきましては、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」という肯定的な回答をしている保護者は全体の93.1%でした。令和2年度以降3年間、いずれも高い水準を維持しております。

次に、C、学校と地域との連携・協働についてです。設問8、品川コミュニティ・スクールはよい取組だと思っております。肯定的な回答をしている保護者は88.9%でした。令和3年度と比較して数値が上がっております。

設問9、お子さんの通っている学校は地域と連携しているにつきましては、肯定的な回答をしている保護者は91.6%でした。コロナ対策で活動に制限があったことが背景としてございますが、90%を維持することができました。

設問11、学校が地域と連携することによる効果として期待するものは何ですかにつきまして、回答が高かった順に、「子どもたちの学びや体験活動が充実する」、「子どもたちが地域や社会を知り、市民性を育むことができる」、「多様な価値観を持つ地域の人々との交流をすることができる」と続いております。保護者アンケートにつきましては、以上でございます。

続きまして、資料の右側、児童・生徒アンケートでございます。初めに、A、学校や家での様子についてです。設問3、2年、友達と仲よくすることができる。3～4年、友達の個性を認めて、仲よくすることができる。5から9年、社会の様々な人々の個性を尊重し、認め合いながら関わるることができるにつきましては、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」という肯定的な回答をしている児童・生徒は、全体の92.6%でした。令和元年度、平成30年度と比べて、数値が上がっています。

次に、C、学校と地域との連携・協働についてです。設問8、授業や学校の行事に地域の人たちが参加しているにつきましては、肯定的な回答をしている児童・生徒は72.4%でした。設問9、2年、地域のお祭りや行事、イベントに参加している。3から9年、地域の行事や伝統文化を体験したり知ったりする活動に参加しているにつきましては、肯定的な回答をしている児童・生徒は49.6%でした。これら、設問8と9の結果につきましては、コロナ以前には、授業や行事に地域の方が参加されておりましたが、コロナ禍では、地域の方が授業や学校の行事に参加することが難しかったり、地域のお祭りや行事も中止になったりするなどの影響も考えられ、肯定的な回答が少ないという課題が見られました。現在、学校と地域との連携・協働をより深めるために、各学校において、子供と地域がかかわるきっかけづくりとして、ふだんの校区教育協働委員会を拡大した形で、コミュニティ・スクールデイを行っております。学校と地域の連携・協働をより深めていくことで、子供たちの学びや体験活動を充実させ、地域の担い手としての自覚が高まるようにしてまいります。

また今回、アンケートのさらなる分析といたしまして、設問11、今、住んでいる地域が好きだと、設問8、授業や学校行事に地域の人たちが参加しているとの関連について、クロス集計を行いました。設問8の、授業や学校行事に地域の人たちが参加しているを、設問11の、今、住んでいる地域が好きだの回答別に見ると、授業や学校の行事に地域の人たちが参加していると感じている人ほど、地域への好意度が高い傾向が見られました。

最後に、E、学校選択制についてです。7年生のみの回答となります。設問16、学校

選択はよい制度だと思いつきましては、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」という肯定的な回答をしている生徒は、全体で92.2%でした。令和元年度と同様に高い水準を維持しております。

概要版に基づく説明は以上となります。本アンケートの結果と併せまして、各学校では自校の結果と区全体の結果を分析し、今後の教育活動や次年度の教育課程の編成に活用していく予定でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。いかがでしょう、概要版でも、中身でも。

吉村委員。

【吉村委員】 学校と地域との連携・協働についてというところで、概要版で言う11番。学校が地域と連携することによる効果として期待するものは何ですかというのがありますけれども、これは子供たちの学びや体験活動が充実、この選択肢の項目はアンケートのときにつくって、アンケートをやってもらっているものということですのでよろしいんですよ。まずそこだけ。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 こちら、今、御覧いただいている項目を選択肢としてつくるとともに、その他で自由記述というところも設けさせていただいているところです。こちらは複数回答という答え方にしておりますので、お一方が当てはまると思ったものにつきましては、全て回答するというような形式になっております。

【吉村委員】 分かりました。

【教育長】 吉村委員。

【吉村委員】 ありがとうございます。この学校が地域と連携することによる効果、あるいはこれはコミュニティ・スクールもそうだと思うんですけども、一番大事なことは、学校が地域と連携すること、ここに書いてある項目ももちろん大事なんですけど、学校の教育課程というか、教育活動を、学校と地域がともに理解するという学習指導要領で言う社会に開かれた教育課程という、あの部分につながるような項目があるといいかなと思いました。今、学校と地域が連携する意味というのは、一番はそこにあるんじゃないかと思うんです。学校の教育活動、教育課程を、学校と保護者と地域が共有すると。それは、ともに子供たちを育てていくということにつながるということなので、今、こうやって項目を見ると、そこにつながるような項目はちょっとないのかなと思ったので、あるのかどうか分からないんですけども、ぜひ次回、アンケートを採るときには、そこを聞きたいなと思いました。以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ありがとうございます。学校が地域と連携することの意義というのはおっしゃっていただいたとおりだと思っておりまして、ただ、教育課程という言葉を使ったりとかという部分で、何か教育の専門の言葉によって、なかなか意味が伝わらないというところも回避した中での、日頃のお子さんを御覧いただいた中で、その姿から感じ取れるところというところで、少しかみ砕いた表現にさせていただいているという背景がございます。

ご指摘いただいた、要は、保護者の方と地域の方と学校とで、しっかりと教育活動を理

解するということについては、やはり課題があると捉えておまして、そちらについては、しっかり発信をしていくということが必要であると思っております。そういった中で、例えば学校公開ですとか、また、先ほど御紹介させていただいたようなコミュニティ・スクールデーで、お子さんや地域、保護者の方が会議の場に参加していただいて、なるべくみんなで学校をよりよくしようという姿勢で議論しているところを、同時に共感し合うというような場をつくるのが、非常に大事だと考えておりますので、今後も引き続きやっていきたいと思っております。以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。吉村委員。

【吉村委員】 おっしゃるとおり、教育課程という言葉を使わなくてもいいと思うんですけども、こっちの概要にはないんですが、品川コミュニティ・スクールのことについての設問も幾つかあるんですけども、やっぱりこれは共通なんですよね。コミュニティ・スクールをやる意義というの、学校の教育活動を共有するというのが、やっぱり一番にあるのかなと思うので、教育課程という言葉は、それはもう教育の言葉になってしまうので難しいので、もう少しかみ砕いた言葉で、その部分を何か聞けるようなことを、ちょっと工夫していただけるといいかなということで、お願いしたいと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。この辺りは理解ができるような形で工夫して、また検討したいと思います。ほかにございますでしょうか。塚田委員。

【塚田委員】 児童・生徒アンケートの中で、16番ですか、学校選択制はよい制度だと思うと。ここは7年生のみに聞いたのは、なぜなのかということなんですけれども。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 学校選択制についてのアンケートというのは、今回の児童・生徒アンケート、また保護者アンケートの全体を通して、これまでの中で非常に多くの項目を毎年、採り続けているということに関して精査が必要だということに御指摘をいただきまして、このように絞って聞くという形を採らせていただいております。こちらの項目は、特に中学校もしくは義務教育学校の後期課程を選ぶ際に、それを実際に入学されて、約1年弱、過ごされたお子さんに対して、そこを振り返るという意味で、このような項目をつくらせていただいているということになります。こちらは令和元年度にも採っていて、今回、3年周期というところで採らせていただいて、また今後、3年後に同じように採らせていただくというような形で進めさせていただいております。

【教育長】 塚田委員。

【塚田委員】 何で1年生が省かれたのかなという、7年生だけだったのかなという疑問があるんです。1年生は幼いから聞かなくていいやと、こういうことなんですかね。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 今回、この児童・生徒アンケートにつきましては、学校選択制に限らず、全てにおいて毎年なんですけれども、1年生は対象外とさせていただいております。アンケートという形式にまだ慣れていない発達段階であるということも鑑みての、今回、このような形を採らせていただいているということになります。

【教育長】 よろしいですか。塚田委員。

【塚田委員】 1年生は学校選択制、かなり利害関係があるんじゃないですかねと思う

んだけれども。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 先ほどお伝えさせていただいた、お子さんに関しては、1年生はアンケートに回答するところを発達段階上、難しいということで、対象外にさせていただいておりますが、1年生を入学させた保護者の方々には全員に、このアンケートを実施させていただいているところになっております。

【教育長】 今の保護者の方の回答は、本編のほうの17ページの【16】に、保護者の方に聞いたアンケート結果が載っておりますので、そちらを御参考にいただければ、いいと思います。

【塚田委員】 了解しました。

【教育長】 ほかにはございますか。吉村委員。

【吉村委員】 概要にはないんですけども、こちらに英語を今、品川も力を入れてやっているので、英語の学習についてが6番と7番にあって、英語の学習が好きであるというのが6番で、7番が英語の学習は大切だと思う。これを見ると、多分、ほかの教科も似たようなことが出るのかもしれないんですけども、英語の学習が大切だと思っている、肯定的に思う児童・生徒が大変多いですね。肯定的に英語の学習というものを考えているんだけれども、やっぱりそれは英語の学習が好きかと聞かれると、下がってしまうというね。これは英語を1年生から始めて、品川区は大いに成果を上げているところだと思うんですけども、やっぱり英語を早くから初めて、英語を嫌いにならないようにしていくというね。英語が好きのまま、義務教育を終えていくということが、当初の狙いがあったと思うので、英語が好きだという子供が、肯定的な割合は多いんですけども、でも大切だと思うところから比べると、特に「当てはまる」というところが半分ぐらいになってしまう。ですから、この辺は、英語の学習というのが大切であるし、興味がある、楽しい学習だと思えるようにしていくことというのが、これからさらに大事になってくるのかなという、このアンケートからはそんなことを感じました。

以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ありがとうございます。英語の学習の、特に好きかどうかというところについては御指摘いただいたとおり、大切だということと比べると下がってしまうというところがあります。今、こちらのほうの研究としては、学年に応じて、英語というものがどういった場面で好きになるかということも、おそらく異なってくるという前提の中で、それぞれの学年に応じた望ましい指導、そういったものを受けて、子供たちが適切に学習していくようにということで工夫をさせていただいておりますので、引き続きやってまいりたいと思っております。

以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【吉村委員】 はい。

【教育長】 ほかにはございますか。それでは、令和4年度保護者アンケートおよび児童・生徒アンケートの結果については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 　では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項4、品川区いじめ問題調査委員会による調査結果について、説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 　それでは、品川区いじめ問題調査委員会による調査結果について説明いたします。資料5-1を御覧ください。A4横長の資料になります。こちらは、令和5年8月31日付で品川区いじめ問題調査委員会から出された調査報告書の概要となっております。こちらを御覧いただきますと、5項目にわたって調査結果が示されております。

1番、品川区いじめ対策委員会の調査内容の検証及び調査結果の評価。2、いじめ重大事態としての認知・対応の遅れと原因検証。3、区長への報告が遅れた原因検証。4、学校及び教育委員会の現状認識の確認。裏面にまいりまして、5、同種の事態の再発防止に向け、区及び区教育委員会が今後、取るべき措置の検討となっております。当時、対応に当たった教育委員会については、いじめ重大事態への理解不足、認識のなさ、また、重大事態を判断する仕組みの不足、教育委員会による支援体制の不十分な点、教育委員会と学校とのコミュニケーション・意思疎通の不十分な点などが挙げられております。調査結果につきましては、真摯に受け止め、いじめ防止対策の改善を図るとともに、区長部局とも連携し、いじめ事案に対し、適切に対処してまいる所存でございます。

資料5-2を御覧ください。こちらは、品川区いじめ問題調査委員会の調査報告書の本体となっております。概要の詳細については、こちらを御参照ください。

続きまして、資料5-3を御覧ください。こちらは、令和5年3月29日の品川区いじめ対策委員会の調査結果を受け、5月に会見を開いてから、教育委員会が取り組んでいる内容を示したものでございます。本日は主に研修関係を中心に説明をいたします。

5月の1点目の項目を御覧ください。第1回品川教育の日を実施し、小学校教員が中学校・義務教育学校後期課程の授業を参観した後、いじめ防止に当たれるよう、教員間で情報共有を行いました。

次に、6月の1点目の項目を御覧ください。6月1日には、校長・園長向けの研修を行いました。品川区いじめ対策委員会の調査結果をはじめ、本区のいじめの認知状況や、いじめに対する児童・生徒の意識について説明し、組織的ないじめ対策を講じるよう求めました。

次のページに参りまして、上から2点目の項目です。生活指導主任会における、いじめに関する研修を行いました。校長・園長向けの研修と同様の資料を用いて、生活指導主任レベルにも共通理解を図りました。

次に、2つ下の項目となります。学校リスクマネジメント研修を6月15日に、こちらも校長・園長向けに行い、危機管理とリスクマネジメントの考え方について、研修を行いました。

次に、1つ下の項目の副校長・副園長研修会では、学校トラブルの未然防止として、保護者への接し方や、保護者との面談の持ち方など、具体的な対応について研修を行いました。

3ページ目に参ります。7月の2点目の項目を御覧ください。夏季休業中の初任者研修

では、いじめ・不登校について扱いました。いじめの定義を基にした事例を挙げ、初任者がいじめを発見した際の対応について、1人で抱え込まず、組織で対応することを学びました。今後、2年次、3年次研修でも取り扱ってまいります。

それでは、5月から8月と書かれた欄を御覧ください。こちらは、現在、取り組んでいる内容となります。

まず、いじめ防止対策推進基本方針の改定についてです。特にいじめの重大事態の部分について、その判断や対応について、詳しく記載をするよう作業を進めています。案が整いましたら、教育委員会会議においてもお示しいたします。

次に、いじめ予防プログラム導入に向けた検討です。教員向けの研修はもちろんのこと、児童・生徒がいじめの定義を正しく理解し、いじめはどんな理由があっても許されないということを学ぶ必要があると考えております。現在、効果的なプログラムの導入に向けた検討と、プログラムを実施する教員向けの研修について検討しているところです。

最後に、今後の予定の欄を御覧ください。各校において、いじめに関する教員研修を年3回以上、実施することとしています。また、いじめに関する授業も、年3回以上行うこととしております。つきましては、各校がどのような研修及び授業を実施、計画しているか調査を行う予定です。また、各学校は、毎月、いじめの実態調査を提出しておりますが、学校いじめ対策委員会が適切に行われているか、実態調査の報告に併せて、会議録をつけて提出するよう通知し、こちらで実施状況を把握し、必要に応じて、学校に対して指導・助言を行ってまいります。説明は以上でございます、よろしく願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

富尾職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 いろいろな研修会が催されているということ、いろいろなプログラムが計画されているということもよく分かったんですけども、調査報告書の中では、品川区及び区教育委員会が今後、取るべき措置の中で、迅速に実効的な調査が実施できるような体制を整備すべきとありますが、こういった体制の整備に関するプランなどは、今、あるんでしょうか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 こちらは概要版でいうと5番の品川区及び区教育委員会が今後、取るべき措置の3つ目のところになるろうかと思えます。我々は今回の対策委員会の答申を受けまして、教育委員会の認識が欠けていたということ十分に反省いたしまして、ここに書かれているような解決困難ないじめ事案、また、いじめ重大事態が生じた場合には、部内でまずは共有することと、いじめ対策委員会のほうに諮問をかけて調査するという体制は整っておりますので、そうしたことが止まることなく、しっかり進むような体制というのは現在も取っておりますし、今後、案件が増えたときにどうするかということも検討して進めてまいります。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾教育長職務代理者】 体制、システムがしっかり機能していないと、やはり繰り返してしまうことだと思いますし、個々に対応すべきこともありますけれども、全体で共有していかなくてはいけないことなどもあると思いますので、引き続き、よろしく願いしたいと思えます。

【教育長】 ほかにはございますでしょうか。吉村委員。

【吉村委員】 今回のこの報告書については、この教育委員会も、それから教育委員会事務局も、あるいは学校も、本当に深刻に受け止めないといけないと思っています。私たち自身も、この教育委員会の中でいじめというものについて、もう一度、様々な面を確認しながら、二度とこういう事態にならないようにしていく必要があると思っています。

今回の報告、先ほど概要で御説明いただきましたけれども、学校の問題もさることながら、やっぱり教育委員会、あるいは教育委員会事務局。ここについて、かなり厳しい指摘があるということは否めないと思っています。今、富尾委員がおっしゃったように、概要版の5番のところに体制整備とか、それから報告ルール、あるいは判断の認定フロー、こういったものを早期に確立する必要があると。先ほどの御説明で、判断の認定フローとか、この辺はまた案ができたなら、教育委員会の中でお示しいただけるということでしたので、こういったことを本当に速やかにやって、この教育委員会の中でも確認をしていく必要があるのかなと思っています。

先ほどの御説明で、校長研修会等々、様々な研修会で、学校に対する改めての研修というのは、もうかなりこの間、やっているということが分かりました。ですから、この報告書を見る限りは、学校から上がってきた報告に対しての対応が悪かったと出ているわけですから、教育委員会あるいは教育委員会事務局も、ここの点をもう一度、真摯に受け止めて、先ほど言った体制、あるいは報告ルールの判断、認定フロー、こういったものを、また次回以降の教育委員会で、しっかりと案ができた段階で確認をして、やっていかなければいけないと思いました。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

【塚田委員】 いいです。

【教育長】 いいですか。海沼委員、いいですか。

【海沼委員】 私も大丈夫です。

【教育長】 それでは、品川区いじめ問題調査委員会による調査結果については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項5、令和4年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果について説明をお願いします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは私から、品川区立図書館令和4年度の指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果について、御説明申し上げます。品川区では、区内11館の公共図書館のうち、品川図書館を除く10館を3グループに分けて、指定管理で運営しております。指定管理の1期目は、平成27年から29年の3年間。2期目は平成30年度から令和4年度までの5年間。現在は3期目、令和5年度から9年度までの5年間に入ったところです。今回の報告は、令和4年度のものとなります。

指定管理者のモニタリング評価の目的につきましては、モニタリング評価における改善点等の実施内容を、年度協定に反映することで、継続的な業務改善を促し、質の高い公共

サービスを提供するとともに、施設の安全かつ適正な管理を確保するためのものです。

資料の1ページ目を御覧ください。まずはAグループ、荏原図書館、ゆたか図書館、源氏前図書館についての御報告です。指定管理者は、しながわTRC・リディアグループです。設置目的、指定管理業務の概要は記載のとおりとなります。事業報告書に添付した、管理運営実績に関する統計情報の概要につきましても、多少の凸凹はございますが、各数値におきまして、コロナ前の水準に戻りつつあります。

次のページになります。事業報告書に添付した管理運営実績に関する事業収支の概要ですが、支出における主な要因は、光熱水費が昨今の状況で増、ほかは人件費の増となっております。

総括では、新たな企画や他部署と連携した事業の推進など、図書館サービスの提供について、評価しております。改善が必要とされた原因の分析及び対応方針では、有資格者の配置目標、感染症対策の継続、地域における情報発信の強化、新たな連携先の開拓など、地域の情報拠点としての取組を求められております。

次のページとなります。4つの評価の視点でそれぞれ記載のとおり、評価しているところでございます。

おめくりいただきまして、総括シートに基づく区政運営会議における評価結果につきましては、引き続きアンケートや館内投票箱などから、利用者の声を分析し、利用者のニーズや特性に配慮したサービス提供に努めること。有資格者の配置については、60%以上という目標達成に努めることとございます。

それでは、次のページをおめくりください。続きまして、Bグループ、大井図書館、南大井図書館、八潮図書館です。指定管理者は株式会社ヴィアックスとなります。事業報告書に添付した、管理運営実績に関する事業収支の概要でございます。収支における主な要因は、光熱水費の増、ほかは老朽化における小破修繕・補修工事費の増となっております。

次ページとなります。総括では、施設面の老朽化を抱えながら、安全面に配慮した図書館運営や、ティーンズサービスの充実による貸出し数増を評価しています。改善が必要とされた原因の分析及び対応方針では、近隣施設とのさらなる連携、認知症カフェの役割強化を求めています。評価の視点別は、それぞれ記載のとおりとなります。

次ページとなります。総括シートに基づく区政運営会議における評価結果につきましては、引き続き、地域との連携やティーンズサービスの拡充を推進し、入館者数や貸出し数増加に努めること。また、認知症カフェについて、参加者同士のコミュニケーションが活発になされるような仕掛けを検討することとございます。

次ページ、おめくりください。最後にCグループ、五反田図書館、大崎図書館、大崎図書館分館、二葉図書館となります。指定管理者は、しながわTRC・リディアグループです。事業報告書に添付した管理運営実績に関する事業収支の概要ですが、支出における主な原因は2つ同様、光熱水費は昨今の状況で増、ほかに人件費の増となっております。

次のページとなります。総括では、商店街との連携や近隣施設との共同企画の実施、子育て応援図書館と銘打ったイベントなどを実施し、特色を出しているところを評価しております。改善が必要とされた原因の分析及び対応方針では、認知症カフェの充実など、地域とのつながりを求めています。評価の視点別は、それぞれ記載のとおりとなります。

最後のページをおめくりください。総括シートに基づく区政運営会議における評価結果

11月14日の火曜日、午後3時から、教育委員会の定例会を開催する予定です。なお、この日ですが、教育委員会の定例会に先立ちまして、学校訪問を予定しております。場所は、御殿山小学校と京陽小学校、こちらの2校について、それぞれ委員の皆様にご2グループに分かれていただいて、学校を見学、見ていただくということを予定しております。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。では、令和5年11月行事予定については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

次に、追加議事日程、陳情審査、不登校児童生徒の「成長と学びの権利」を保障する対策を求める陳情。本件は初めての審査でありますので、書記より、朗読をお願いします。

書記。

【書記】 それでは、陳情書を読み上げます。不登校児童生徒の「成長と学びの権利」を保障する対策を求める陳情。

陳情の趣旨。文部科学省は2021年度の不登校の小中学生の人数を調査した結果、不登校の小中学生の人数は24万4,940人で、前年度から4万8,813人、24.9%増え、過去最多となっています。

品川区においても、2018、平成30年度に不登校児童数が、小学校では85人、中学校では180人でしたが、3年後の2021、令和3年度には小学校では2.6倍超の222人に増え、中学校では1.5倍の270人に増えて、不登校児童生徒は計492人にも上っています。前年度から94人、23.6%もの増加です。現在も若干増加傾向だと区教委は今年3月の予算委員会で答弁しています。

現在品川区の不登校対策として、マイスクール八潮、マイスクール五反田&浜川の取組が行われています。マイスクール八潮では3～9年生が対象で定数が30人、マイスクール五反田&浜川では7～9年生が対象で定数が1日10人程度となっています。これでは、500人にも上る不登校児童生徒のほんの一握りにしかありません。今のままでは、大半の不登校児童生徒は、学びを保障されずに放置されたまま成人になっていくこととなります。義務教育段階での不登校は、子供の健康で豊かな成長を阻む、見過ごせない事態です。普通教育を受けられずに卒業証書ももらい、自己肯定感を持つことができずに引き籠もり、苦しい青年期を送っている子供たちがいることを直視し、不登校で苦しむ子供たちを放置してはなりません。子供の人権を保障することは、自治体として責任のある課題です。

現在品川区では、1つの学校に匹敵するほどの500人にも上る不登校の児童生徒に教育の機会を確保されていないのは明らかです。年々増え続けている不登校児童生徒の実態を把握し、義務教育段階の普通教育に相当する教育の機会を確保して、義務教育段階の誰一人取り残さず学びと成長を保障する教育行政を行ってください。

文科省は7年前、2016年、平成28年、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を作り、不登校児童生徒を国や自治体が支援することを初めて明記し、2017年、平成29年3月、同法に基づく基本方針を示しています。教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨に則り、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにし、その施策の総合的推進をうたっています。

既に成人した子供には遅きに失したとはいえ、現在も増え続けている不登校の子供の学び・成長する権利を保障するためにこの法律を活用してください。

基本指針の（３）基本理念として、①「すべての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保」、②「個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」、③「不登校児童生徒が安心して教育を十分受けられるよう、学校における環境整備」を図る等５点が示されています。

この「教育機会の確保法」では、「不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要」と不登校の捉え方と支援の基本を述べています。

2019、令和元年の「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校が生じないような学校づくりについて、具体的に述べています。どれもが、不登校の子供だけでなく、全ての子供にとって『楽しく学び、豊かな学校生活』を送れるような学校づくりを目指したものになっています。不登校児童生徒も普通教育に相当する教育の機会が保障されて義務教育を卒業できるようにする対策は当然の喫緊の課題です。

年々、小学校低学年の不登校が増え、中学１年の不登校も増えています。義務教育の初めから、また中学入学という成長の大きな節目から不登校になるのは正常ではありません。「子供が安心して通学でき、楽しく学べる学校」を区民は望んでいます。以上、法に基づき、全ての子供の「豊かに成長する権利、学ぶ権利」を尊重した施策を実施することを求めて、以下、陳情いたします。

陳情項目。

- ①法律に基づき「不登校児童生徒の支援」を自治体として行うために、教育委員会に「不登校対策検討委員会」を設置し、不登校の実態を把握し、相談窓口を設け、一人ひとりに寄り添って、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるように対策を立て、実行してください。
- ②不登校児童が安心して教育を十分に受けられるよう学校における環境を整備してください。
- ③児童生徒が安心して豊かな学校生活を送れるように、児童生徒と教職員の信頼関係や、児童生徒相互の良好な人間関係が構築できる学校、学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるような学校づくりを推進してください。教職員による体罰や暴言などの不適切な言動・「指導」は不登校の原因となります。教職員の業務負担の軽減を図り、教職員が心にゆとりを持ち、児童生徒と向き合える時間の確保をしてください。
- ④学級に入りづらい不登校の子供の居場所、そこに経験豊かな教師を配置し、人間的な信頼関係を築きながら、学びを保障できる居場所を学校の中に作ってください。不登校の子供が登校してきたら、温かい雰囲気迎え入れる配慮は不可欠です。保健室や相談室、学校図書館を居場所として活用できるように、養護教諭の複数配置、学校司書、専門職のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを常勤配置してください。
- ⑤貧困やヤングケアラー等深刻な問題を抱えた子供が増えています。子供自身では解決できないこのような問題を抱えた子供が、これら不登校の原因の問題を重症化させないためにはスクールソーシャルワーカーの常勤配置が必要です。誰一人取り残さないために、

スクールソーシャルワーカーを配置してください。

- ⑥学校には来られない子供に、オンラインで学びを保障する場合は、学級担任の業務を増やすのではなく、オンライン担当の教員を配置してください。
- ⑦義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない子供の意思を尊重しつつ、多様で適切な教育機会を確保し、自己肯定感を育み、社会で自立して生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるように環境整備と、教育水準の向上を図ってください。
- ⑧不登校の子供の保護者が孤立しているのが現状です。教師とともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが同席し、悩みを出し合い相談できる保護者会を設定してください。

以上となります。

【教育長】 それでは本件について、事務局より説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは私からは、陳情項目8点につきまして、順に説明をさせていただきます。

まず1番についてです。個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援については、平成28年12月14日に公布された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づき、不登校児童生徒の実態把握に努めるとともに、教育総合支援センターのHEARTSにより、一人一人の状況に応じた支援を行っているほか、マイスクールにも心理職の職員を配置し、一人一人の支援を行っております。また、教育総合支援センターでは、関係校長や事務局で組織する不登校対策委員会を実施しており、学校での課題や取組を共有するとともに、支援策について検討しております。

次に、2番についてです。不登校児童生徒の状況に応じて、別室での指導やオンラインでの学習の実施など、環境の整備に努めております。また、こうした環境整備を充実するために、令和5年度は、学校と家庭の連携推進事業は16校分、校内別室指導支援員配置事業は1校で実施しており、今後も拡充に努めてまいります。

3点目についてです。児童生徒と教職員及び児童生徒間の信頼関係づくりにおいて、適切な指導はもとより、学級経営が大変重要と捉えており、若手教員育成研修を中心に、教員研修を行っております。不登校に至る原因は多様ではありますが、個別に丁寧な対応に努めております。必要な人材の配置など、教職員の負担軽減も図っております。

4点目です。学校と家庭の連携推進事業や校内別室指導支援員配置事業などの事業を活用し、別室における居場所づくりや学習の保障に努めているところです。養護教諭、司書、スクールカウンセラーについては、定数が決まっていることから、追加配置は現時点では困難ですが、HEARTSには教育心理相談員を5名、スクールソーシャルワーカーを6名配置しており、今後も配置の拡充に努めてまいります。

5点目です。4点目と同様に、スクールソーシャルワーカーの配置の充実に努めているところです。

6点目です。教員の数は定数があることから、増員は困難ですが、スクールサポートスタッフやICT支援員などの人材を配置しているところです。

7点目です。不登校児童生徒の実情に応じ、マイスクールへの通室が利用できます。児

児童生の自己肯定感を高めるとともに、社会的な自立を図るために、支援等を行っております。

8点目です。マイスクールでは、不登校児童生徒の保護者を対象に、ファミリークラブ品川を実施しており、保護者同士の相談や、進路の相談ができる環境づくりを行っております。ファミリークラブ品川には、お子様がマイスクールに通室していなくても参加することができます。対象となる保護者に、事業の実施について周知に努めてまいります。以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

富尾職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 不登校の相談窓口についてなんですけれども、児童生徒が相談できる窓口というのは、現在はどこになるのでしょうか。また、相談後の支援体制についてなんですけれども、こちらのほうを伺いたいと思いました。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 まず不登校の相談窓口というところですが、まずは在籍校の担任や学年の教員、養護教諭、スクールカウンセラーなどに相談することが大切だと考えております。教育総合支援センターでは、HEARTSや教育相談室が窓口を担っており、本人や保護者のニーズに合わせて、支援というところでは、面接や家庭訪問を行うなど適切に対応しているところでございます。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾教育長職務代理者】 はい。

【教育長】 ほかにございますでしょうか。

海沼委員。

【海沼委員】 不登校児童生徒への学習指導、また学習支援はどのように行っているのでしょうか。また、どのような課題があるのか教えていただきたいと思います。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 教室には入れなくても、別室なら登校ができる児童生徒につきましても、担任や教科担任が学習課題を用意し、個別に学習を行っております。また、別室から教室をオンラインでつないで、学習するケースもございます。家庭にいる児童生徒には、定期的に学習課題を学校に取りに来てもらったり、家庭訪問を行い、学習課題を届けたりしています。また、GIGAスクール端末を活用した課題の配付も行うことができます。オンラインについては、ICT支援員やスクールサポートスタッフなどが、接続や教材の準備を行うこともできます。児童生徒が学習した成果については、教員が評価をし、通知表などの成績にも反映しています。また、校内別室登校支援を行っている学校では、指導員を配置し、一人一人に応じた学習の支援を行っているところです。

課題といたしましては、学習の遅れは避けられないということなどがございまして、連携を密にしていくということが大切だと考えています。

以上でございます。

【教育長】 ほかにございますか。はい、吉村委員。

【吉村委員】 不登校児童生徒の実態把握ということなんですけれども、様々な形でやっているといるのですが、不登校、結果的には年間30日という判定になるんだと思うん

ですけれども、学校は、欠席が何日になったら、例えば事務局に報告しているとか、そういうのは何かあるのでしょうか。そこまではないですか。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 不登校の実態把握についてですけれども、30日を超えた時点で、国の定義で言う不登校に当たりますので、その数等は把握しているところです。ただ、30日に至らなくても、例えば連続で3日間欠席をしたですとか、一月の中で10日以上、欠席しているですとか、そういった少し細かく刻んで、我々に、事務局のほうに報告するよう学校には求めているところです。

【吉村委員】 その報告が結構、大事かなと思っていて、結果的に30日じゃなくて、30日になりそうだという兆候がある児童生徒については、早めに把握して、様々な対応の方法があるので、それでやっているということが分かりましたので、それはぜひ、これからも続けてほしいなと思っています。

【教育長】 よろしいですか。塚田委員。

【塚田委員】 不登校の問題というのは、概略で、何年ぐらい前から問題なのかということと、今の説明をずっと聞いていると、品川区では大分細かなことをしているんですね。そういうふうにしたのは、いつ頃からなんですかね。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 不登校の人数につきましては、もうかなり前から、数としては、データとしては取っているところです。やはり問題になり始めて、ずっと問題は続いているんですけれども、特にこの5年間で、かなり不登校となる児童生徒が増えたということは、数として挙げられています。

ちなみに昨年度は、不登校の児童が286名、不登校の生徒は362名ということになっておりまして、5年前と比較すると、児童は5倍以上、生徒は2倍以上ということで、かなり、特に児童がぐっと伸びたという印象がございます。

【教育長】 よろしいですか。塚田委員。

【塚田委員】 品川区としては、不登校児に対して、かなりいろいろな細かいことをやっているんですが、それは具体的にいつ頃からやっているんですかという質問なんです。

【教育長】 マイスクールなどは、何年前から。

【教育総合支援センター長】 少々、お待ちください。

【吉村委員】 かなり前です、私がやっていたので。

【教育長】 5年ではないです。

【吉村委員】 マイスクールも……。

【富尾教育長職務代理者】 もう10年。

【吉村委員】 ずっとやっていたから、もう20年。

【富尾教育長職務代理者】 20年？

【吉村委員】 20年以上は。

【教育長】 なので、今、マイスクールという大きな不登校対策の受け皿があるのですが、全員があそこに通っているお子さんばかりではないというのはありまして、細やかないろいろな対策を個別に、さっき話がありましたけれども、一人一人にカウンセラーなどが話を聞きながら、取組を進めているというところではあります。

吉村委員。

【吉村委員】 ファミリークラブ品川についての御説明もありましたけれども、これも本当に保護者と、事務局の指導主事も入っていると思うのですが、進路についていろいろ話し合ったりする、とてもいい機会なんですね。陳情にもありますけれども、やっぱりこういうところで、しっかりとケアしていくということなどが、とても大事だということを思っています。

それから、スクールソーシャルワーカーの話が出ていますけれども、スクールソーシャルワーカー、先ほどの事務局の御説明で6名配置されている。6名、結構な配置だと思うんですけども、不登校の場合は心理のスクールカウンセラーよりも、福祉のソーシャルワーカーが非常に有効というか、不登校の支援にとっては非常になっているということがあるので、この6名はかなりそういう相談に応じて、ふだんから、そういう児童生徒の対応に当たって動いているということでしょうかね。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 スクールソーシャルワーカーの活動につきましては、HEARTSの中におりまして、ふだんは教育総合支援センター内におるんですけども、朝の登校支援であったりですとか、あとは定期的な面談であるですとか、そういったところで活躍をしているところでございます。

【教育長】 先ほどのマイスクール含めた対策は、もう20年以上前からやっているという認識でよろしいでしょうかね。

【教育総合支援センター長】 失礼いたしました。マイスクールについてですが、マイスクール八潮が平成9年から設置をしておりますので、もう25年以上という形になっております。

【教育長】 その間、また対策を拡大してきて、マイスクールは今、3校。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 マイスクールは今、3拠点で、八潮と五反田と浜川中学校の中にもございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見ございますか。

それでは、本陳情の取扱いについて、御意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらか御発言を願います。また、結論を出すのであれば、採択、不採択等、その結論についても御発言ください。それでは、富尾職務代理者からお願いします。

【富尾教育長職務代理者】 私は、本日、結論を出して、不採択と思っているんですけども、不登校児童生徒の増加は、確かに実感するところではあるのですが、本当に個別にいろいろな実情がありまして、学習どころではないというような状況のお子さんなどもおられますので、個々に丁寧に扱っていくというのが、やはりいいのかなと思いますし、まず教育と医療と福祉と連携しながら、引き続き取り組んでいく課題だとは思いますが、陳情に関しては、そういった対応でいいのかなと思います。

【教育長】 それでは、塚田委員。

【塚田委員】 本日、結論を出して、不採択と考えています。理由としましては、陳情書に書かれていることというのが、今まで品川区の施策として、かなりの部分やっているんじゃないかなと思われる点です。

以上です。

【教育長】 では、海沼委員、お願いします。

【海沼委員】 まず本日、結論を出すということで、私も塚田委員と同じように、陳情項目に対しては、今、区のほうで全部取り組んでいるということで、不採択ということでお願いします。

【教育長】 吉村委員。

【吉村委員】 本日、結論でいいと思います。私も不採択でいいと思います。不登校についても、児童生徒の状況とか、保護者の考え方とか、本当に多様化していて、20年前とはまた考え方もいろいろ変わってきていると思うんですけども、大事なことは、やっぱりそういう児童生徒や保護者のニーズに応えられるシステムがあるかどうかということだと思います。それはさらに充実していくことが望ましいとは思いますが、今現在、かなりのことを品川の場合はやっていると考えておりますので、それは状況を見ながら、また今までのように拡充していくということも含めて、今回は不採択でいいと思います。

【教育長】 最後に私から、結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。理由は皆さんおっしゃられたように、品川区の教育委員会は取組のほうを一つ一つ進めていますので、個別の課題に対して、どのような支援をしていくか、今ある仕組みを拡充していく中で取り組んでいけばいいと思います。

では、本陳情については結論を出すとの意見でまとまりましたので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは本陳情については、本日、結論を出すことに決定いたしました。先ほど、それぞれ御意見を伺いましたので、本件について採決を行います。不登校児童生徒の成長と学びの権利を保障する対策を求める陳情について、お諮りいたします。本件を不採択とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは異議なしと認め、不採択とすることに決定します。

そのほか、ございますでしょうか。いいですか。

それでは、先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方はご退室を願います。